

長野市監査委員告示第16号

地方自治法第199条第12項及び第252条の38第6項の規定に基づき、長野市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成25年12月27日

長野市監査委員	鈴木栄一
同	轟光昌
同	小林義直
同	小林治晴

過去の監査結果に対する措置の通知書

平成22年度

包括外部監査分

指摘事項	当初措置 (23年度)	平成24年度の措置状況	担当課	
<p>V市の契約に関する問題点(各論) 1. 総務部情報政策課 (2)インターネット放送局番組制作委託 ○仕様書と整合しない積算(報告書59ページ)</p>	<p>ディレクターの単価については情報政策課の積算で使用しているソフト開発等におけるSE単価を、WEB管理者及びリポーターの単価については、同プログラマーの単価を使用して積算しているが、業務内容と関連の薄い単価による積算となっている 担当課の説明では、愛テレビながので放送しているコンテンツは「動画」であり、内容について一般のテレビ放送でも放送できるレベルのクオリティーを求めているが、委託先の業者はそこまでは考えていなかったため、市の積算金額が当初の業者見積の金額より過大になったとのことである。 実際の番組制作は月々会議で決定され、委託先は市の要求どおりの番組を制作しているため、過大な委託料ではないとのことである。 業務委託仕様書では、「管理責任者」と「番組制作職員」が「甲の指示に基づき番組制作を行うこと」として具体的な員数を明示しておらず曖昧になっている。他方積算においては具体的な職種と員数を明示しており、仕様書と不整合になっており、積算内容は実態に合致しないものになっている。積算は仕様書、実態に関連付けて行う必要がある。 また、サーバレンタル料は、自主製作の部分と兼用しているが、総額の10/12計上している。長野市が利用する部分と自主製作で使用する部分があるので按分基準を設け積算すべきである(なお22年度分に係るサーバレンタル料は全額長野市負担になってしまっている)。この点についても実態にあった積算をすべきである。</p>	<p>業務委託仕様書については、平成24年度からの委託契約を行う際の業務委託仕様書上に、ディレクター、リポーター等、業務に必要な具体的職種ごとに必要員数を明記する。 積算書については、平成24年度からの委託契約を行う際の積算書において、仕様書に明記する具体的職種ごとに員数を明記したうえで積算を行う。 サーバレンタル料については、テレビ信州が自主事業で制作する番組と長野市が委託して制作する番組の、サーバ使用比率により按分することとし、長野市委託分が80%、テレビ信州の自主事業分が20%として設定している。サーバに保存する放送番組の制作実績は、平成21年度総制作番組数406本のうち長野市委託分は279本(市委託分の割合は約68%)、平成22年度総制作番組数380本のうち長野市委託分は275本(市委託分の割合は約72%)である。 これらの実績及び平成23年度の番組制作数を考慮し、平成24年度契約におけるサーバレンタル料の積算に反映する。</p>	<p>平成24年度の契約においては、番組制作業務仕様書上に、ディレクター、プロデューサー等、番組制作に必要な職員数を明記した。 積算について、人件費は、仕様書に明記した具体的職種ごとに、積算を行い、サーバレンタル料等についても、テレビ信州の自主事業制作番組分と長野市の委託制作番組分のサーバ使用比率で按分した。</p>	<p>広報広聴課</p>
<p>2. 総務部庶務課 (1) 庁舎構内電話交換設備保守点検業務委託 ○仕様書と整合しない積算(報告書63ページ)</p>	<p>本件の積算書は表1のように月単価の形式で作成されているが、仕様書の点検実施期間(点検の周期)は表2のよう、1年、6ヵ月、随時となっており、積算書が仕様書と一致していない。仕様書を正しく作成し、これに基づいて積算を行う必要がある。 また、積算単価の根拠資料が保管されていない。単価の根拠を資料として残すべきである。</p>	<p>委託料の積算については、根拠としている単価が主な設備の月額料金であるため月単価形式としている。仕様書はその主な設備を構成する付帯装置の点検に必要な期間を示しているため、積算書と一致していない。 契約は、長期継続契約のため、今回の契約から、仕様書を設備ごとの保守を月単位で作成し、単価根拠としている保守月額料と一致した積算書を作成するよう改善を図る。 積算根拠資料の未保管については、紛失しないよう関連書類と共にフォルダに保管するように留意する。</p>	<p>電話交換機設備は、主な設備(交換機など)に付帯する装置ごとに点検周期が異なっている。このため、仕様書に示す、主な装置の1年分の保守点検に係る業務を「一式」とし、積算書を作成するよう改善を図った。 また、積算根拠資料は、関係書類と共に契約年度のフォルダに保管することとした。</p>	<p>庶務課</p>
<p>(2) 本庁舎警備業務委託 ○業者の見積りどおりの積算(報告書67ページ)</p>	<p>業者の見積り金額ではなく、標準単価を使用して積算すべきである。平成22年の入札に関する業者の見積書における値上げの理由はいままで安い価格で行ってきたためとされるが、落札金額は平成20年の落札金額より低くなっている。特定の業者に入札の予定価格決定の主導権を握られている格好であり、契約の透明性を確保するために標準単価を基礎とする積算が必要である。</p>	<p>本庁舎警備業務の積算については、根拠となる一般的な単価を持たずに、事業者の見積及びこれまでの実績等を参考として算出してきたところである。 今回の指摘を受け、平成24年度からの契約においては、財団法人経済調査会発行の積算資料にある「建築保全業務労務単価」に記載の警備員の単価と、これまでの契約額等を考慮して積算するよう改善を図る。</p>	<p>平成24年度から、「建築保全業務労務単価」を考慮し、積算するよう改善を図った。</p>	<p>庶務課</p>
<p>4. 豊野支所 (2) 豊野駅南北自由通路エレベーター保守業務 ○業者の見積りどおりの積算(報告書74ページ)</p>	<p>本件の随意契約理由には特段の問題点は存在しないと考えるが、この契約の担当課での積算は随意契約先業者の積算用に徴した見積書のとおり設定されている。 業務の性格等から、随意契約として委託先業者が特定されることはあっても、その積算価格まで業者の見積りどおりでは問題である。 他部署では、随意契約であっても業者提示の見積書をもとに積算価格を検討し、業者提示の見積書価格と比較して相当の減額をした金額をもって積算価格としているケースも存在する。 したがって、担当課の積算担当者は、積算する業務委託の内容を把握し、同種の業務委託事例が庁内にあるならば情報交換をするなどして積算価格を設定すべきである。</p>	<p>「業者見積りどおりの積算」については物品等の業者委託の随意契約として1社見積りによる契約を行っていたため、結果として十分な見積額の査定を行っていなかった。 エレベーターの保守点検については「建設物価版」に標準的な料金単価が設定されており、平成23年度以降の契約においては、料金単価と見積額を項目ごとに精査するとともに、関連他部署で実施されている同種の業務委託との比較も行って、適正な積算価格の設定について改善を図ることとした。</p>	<p>「建設物価」に設定されている「昇降設備保守・点検料金」を基に積算し、業者の見積額がこの積算額を下回っていることを確認した上で、平成23年度から契約を締結している。 今後も、「建設物価」を参考に、業者の見積額について検討し、適正な価格での委託業務に努める。</p>	<p>豊野支所</p>
<p>7. 財政部収納課 (1) 市税口座振替依頼書作成・封入封緘業務委託 ○業者の見積りどおりの積算(報告書80ページ)</p>	<p>この業務委託契約は随意契約であり、随意契約理由にあるとおり業者が特定されているため、収納課においてはその随意契約先である株式会社電算1社のみから積算のための見積書を徴し、設計額を算定している。 そのなかで、当該業務委託中の各市税口座振替依頼書印刷費・折り費に関する、平成20年度から平成21年度にかけて業務単価が率にして約8%上昇している。その上昇理由に関し、特段の業者との折衝であるとか印刷業界の相場水準を確認しないまま随意契約先である業者見積のみを拠所とした積算は問題である。 最低限、長野市側での積算の段階において業界相場に適した積算であるかどうかを検証すべきである。</p>	<p>業者見積りどおりの積算については、23年度は4月1日契約締結のため、事前に契約準備を行ったことから設計額に他社見積との比較検討の反映が間に合わなかったが、平成24年度予算策定から他社からの見積りを徴収し業界の相場水準を把握することにより、業界相場と比較可能な設計額の積算を行うよう改善を図っている。</p>	<p>24年度は、複数社から見積りを徴収し設計額を算定した。</p>	<p>収納課</p>

過去の監査結果に対する措置の通知書

平成22年度

包括外部監査分

指摘事項	当初措置 (23年度)	平成24年度の措置状況	担当課
<p>(2) 督促状封入封緘業務委託 ○業者の見積りどおりの積算 (報告書81ページ)</p>	<p>この業務委託契約も随意契約であり、業者が特定されているため、収納課においてはその随意契約先である株式会社電算1社のみから積算のための見積書を徴し、設計額を算定している。 そのなかで、当該業務委託中の督促状に係る窓空き封筒作成費に関して、平成20年度から平成21年度にかけて業務単価が率にして約8%上昇している。その上昇理由に関して、特段の業者との折衝であるとか印刷業界の相場水準を確認しないまま随意契約先である業者見積りのみを拠所とした積算は問題である。 最低限長野市側での積算の段階において業界相場に適した積算であるかどうかを検証すべきである。</p>	<p>24年度予算策定より、他社からの見積りを徴収し業界の相場水準を把握することにより、業界相場と比較可能な設計額の積算を行うよう改善を図る。</p>	<p>24年度は、他社からも見積りを徴収し設計額を算定するとともに、指名競争入札により業者決定した。</p>
<p>17. 環境部生活環境課 (1)長野市家庭ごみ・資源物収集運搬業務委託 ○随意契約とする理由について検討が不十分である問題 ① 廃掃法(施行令)に関する問題 (報告書113ページ)</p>	<p>本業務委託は一般廃棄物の収集、運搬又は処理を私人に委託することができる旨を規定した廃掃法に基づいており、同法施行令第4条の1第1項にはその要件として「受託者が受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有するものであること。」と規定されている。本業務委託についても同法令に基づき、担当課において業務遂行上必要な施設、人員、財政的基礎を調査した結果他の業者では同法令の基準を満たす業者が存在しないことをもって、上記組合への随意契約理由としている。 (中略) 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課基準係では、その解釈について、平成17年5月16日付で、「事業協同組合が市町村との間で一般廃棄物の処理に係る契約を締結し、事業協同組合に所属する組合員に業務処理を割り振って、組合が当該処理業務を実施する場合には、その組合に所属する組合員をその処理業務の実質的な「受託者」として取り扱うことが可能であれば同法令に抵触しない」と通知を発している。 となれば、当該業務委託の実質的な運営者は同組合そのものではなく構成員たる5社の組合員企業と定義できなければ同法令に反するのであり、その定義上その組合員企業の財務内容を検証しなければ真に受託業務遂行に足りる財政的基礎を有しているとは判断できないはずである。担当課へのヒアリングによると、同組合の登記簿謄本や決算報告書は保管されているものの、組合員企業に関するこれらの保管資料は特になくのことである。 よって、同法令の要件を満たすかどうかの判断材料は担当課である生活環境課が独自に最新資料を入手すること及び財政的基礎の具体的な判断基準の明確化並びに組合員企業の財務諸表徴収によるその財政的基礎の充足判定を行うべきである。また、同組合の定時総会資料も徴収しておく必要もあると考える。</p>	<p>国等の基準を参考に具体的な判断基準を設けるとともに、組合の構成員である5社の財務内容及び組合の総会資料等を徴収し、財政的基礎の充足判定を行うことにより改善を図っていく。</p>	<p>財政的基礎の判断基準について他市に照会したが、いずれも設けておらず、引き続き全国都市清掃会議で「受託者の能力、財政的基礎の具体的な判断基準を示すよう」国に要望していく。 なお、受託事業者である事業協同組合及び組合員企業から、決算報告書を聴取し財務内容を確認した。併せて、合併地区に採用した競争入札による委託事業者についても入札時において財務内容を確認した。</p>
<p>(1)長野市家庭ごみ・資源物収集運搬業務委託 ○随意契約とする理由について検討が不十分である問題 ③ 種類別収集の視点 (報告書115ページ)</p>	<p>随意契約理由にある「現在の26種類の収集パターン(収集エリア、曜日)を見直すには、ごみ搬入量の均等化を図るためにも大変な作業であり、市民生活に直接影響があることから単純にエリアを分割し数社に発注するには難しい状況」については、その根底に競争入札移行＝収集パターン見直しという概念が働いていると思われる。しかし、競争入札に移行するからといって収集パターン見直しは必須なのかどうかと考えれば疑問符がつく。 (中略) 種類ごとによる収集を検討することにより競争入札の原則導入が可能になる余地があるものと考えられる。 可燃物を扱う長野市一般廃棄物収集運搬業許可業者は平成22年4月1日現在で約130弱存在する。このうち、同組合の組合員企業5社のみが家庭から排出される可燃ごみ収集業務を随意契約により継続的に受託している事実は平成14年度包括外部監査の指摘のとおり、新興・後発業者へ収集業務の参加機会を失わせる結果となる。一方、ごみの収集は1日たりとも停止できない重要度の高い業務であり、やみくもな競争原理を導入した結果市民が混乱してしまえば廃掃法の要請に反することとなる。 難しい問題であるが、絶えずその両者の要請を統合する改善方策を担当課では検証する必要がある。担当課とすればごみの収集は正確性が大事というスタンスは理解できるところであるが、このスタンスに偏りすぎるのは問題であり、少なくとも随意契約ありきでの発想でこの問題に取り組むことは良くない。</p>	<p>種類ごとによる収集を実施することが可能か、市民生活への影響や費用対効果等を考慮し、他市の状況を参考にしながら検討する。</p>	<p>種類ごとの収集について検討したが、同一車両を複数品目の収集に使用することで効率化と経費の節減が図られており、分離することで新たに車両の設備投資が必要となることから、事業費が増大することとなる。また、エリアごとの収集についても、同日に同一車両で複数地区の収集に当たっていることから、分離することにより、同様に事業費増となる。しかしながら、市民生活に影響を及ぼさないことを前提に、引き続き委託の在り方については検討していく。</p>

過去の監査結果に対する措置の通知書

平成22年度

包括外部監査分

指摘事項	当初措置 (23年度)	平成24年度の措置状況	担当課
<p>(1)長野市家庭ごみ・資源物収集運搬業務委託 ○積算における価格に関する問題 ① 旧長野市地区と合併町村地区の人員費積算格差 (報告書116ページ)</p>	<p>平成21年度の旧長野市地区と合併町村地区について、長野地区のみが他地区と比較して17%程度高い人件費単価で積算されている。この理由は長野地区に限って各種手当や退職金等が積算されていることなどによる。担当課によると、この人件費積算方法の違いについて、長野地区は専用車で収集し、自分の担当が終了したら他の収集が遅れている箇所を助けに行くため収集に概ね1日かかり、社会保険料以外にも通勤費、賞与、退職金、研修費、被服費等を積算に組み込み、1つの産業として仕事をしているという観点で積算しているのに対し、他地域については必ずしも毎日収集業務があるわけではなく、1日かかるということはほとんどないことから、1つの産業というよりは時間割的(臨時的)な仕事という観点から積算しているため、委託業務に携わる時間以外は他の業務を行うことも可能であるという観点から日額に保険料を加え、長野市からの業務委託分の時間のみを積算しているとのことである。 しかし、確かに収集用の車両は専用車(たとえば事業ごみの収集はできない)であるため長野地区と他地区の車両費の積算方法には違いがあっても理解できるが、長野地区の家庭ごみ収集に係る従事者は専任者だけでなく兼任者も存在するので上記のような理由で長野地区と他地区の積算方法を異にするのは問題である。 また、担当課から長野地区の業務委託先である長野市委託浄掃事業協同組合に、退職金規定や研修旅費の対象となる研修規定の有無を照会した結果、各組合員企業にはこれらの規定が存在するとの回答であったとのことであるが、各組合員企業ごとにその水準や内容は異なると考えられ、長野市が積算しているこれらの金額が単に同組合又は組合員企業の利益となってしまう可能性も否定できない。 ましてや、この長野地区の契約は前述のとおり随意契約で行われているので、競争原理も働かず、ほぼ100%の落札率で同組合へ支払われることから考えると更に重要な問題である。長野地区以外の人員費積算基準と異なる方法を適用する特殊事情がない限り、統一した人員費積算を行うべきである。</p>	<p>長野地区と他地区の積算方法を統一する方向で検討する。</p>	<p>平成24年度から、人員費積算を統一した。 生活環境課</p>
<p>(1)長野市家庭ごみ・資源物収集運搬業務委託 (結果2) ○積算における価格に関する問題 ② 間接給の積算について (報告書117ページ)</p>	<p>間接給として積算されている社会保険料のなかに、介護保険料の積算部分が含まれている。介護保険料は満40歳以上の従業員について必要となる経費であるが、従事者の中には40歳未満の従事者も多数含まれている。健康保険や厚生年金と異なり一律に積算すべきでない。金額面では些少であるが、より正確な積算のために考慮する必要がある。</p>	<p>満40歳以上の従業員は事業所毎にも異なる上に毎年変動する可能性があるため固定するのは困難であるが、他市の状況などを参考にして検討したい。</p>	<p>本年度の受託事業者従業員の年齢構成等調査をした。雇用に動きがあり、年によって変動することから、今後3か年程度の実態を把握し、実態に即した積算根拠を検討したい。 生活環境課</p>
<p>(1)長野市家庭ごみ・資源物収集運搬業務委託 ○積算における価格に関する問題 ③ 車両減価償却費の積算について (報告書117ページ)</p>	<p>この業務委託に関する積算の項目は、大きく人件費と車両費である。その車両費の中で最も大きな金額を占めるのは車両の減価償却費である。この業務委託に関して必要となるパッカー車や平ボディ車の耐用年数は4年(税務基準と同一)であるため、車両の取得価額(実際の積算では取得価額から10%の残存価格を控除した金額)を4等分した金額を年間の減価償却費として積算している。よって、この取得価額をいくらに設定するかが積算上重要である。 長野市では従来からこの車両取得価額を9,600千円として積算が行われてきた(経緯は不明)。その後平成19年中に業者見積を徴した結果8,300千円の見積りであったため、平成20年度の積算は8,300千円によって行われ、翌21年度も同様の積算が行われた。しかし、平成22年度の予算申請の際、平成19年度からの業務内容に変化が認められないから車両代も平成19年当時の価格に据え置くべきとのことから、平成22年度から再び車両取得価額を9,600千円として車両減価償却費が積算された。 そもそも平成19年当時の車両取得価額9,600千円というのは根拠が不明であり、その後の年度で実際徴収した見積金額8,300千円を上回る金額で積算する理由は理解し難い。 また、実際担当課では組合員企業が車両を真に所有しているかどうかの裏付けとして車検証の写しの提出を受けているので、その提出に併せて実際の取得価額を調査すれば業者見積よりも正確な取得価額情報を得られる可能性が高く、その結果積算も適正な金額とすることができると思われる。</p>	<p>指摘のとおり実際の取得価格を調査するなどして根拠を明確にしたい。</p>	<p>車両取得価格を見積り聴取し、設計根拠とした。 生活環境課</p>

過去の監査結果に対する措置の通知書

平成22年度

包括外部監査分

指摘事項	当初措置 (23年度)	平成24年度の措置状況	担当課	
<p>(1)長野市家庭ごみ・資源物収集運搬業務委託 (結果2) ○積算における価格に関する問題 ④ 車輛経費の積算について (報告書118ページ)</p>	<p>車輛費のなかで、前項の減価償却費の次に大きい経費が燃料費である。この燃料費の積算方法は燃料単価×1日当たり走行距離×稼働日数÷燃費で行われている。 このうち、燃料単価は変動の激しいものであるから、毎年度積算時の燃料代水準によって設定されているので問題ない。しかし、1日当たりの走行距離と燃費はここ何年も据え置かれている。1日当たりの走行距離は、過去何らかの方法で算出されたものと思われるが、その根拠は担当課でも不明である。 この走行距離に関しては、特に長野地区の収集車は専用車両であるから他の用途に利用されることはないものであるから、単純にメーター実績から算出が可能であると思われる。燃費についても、走行距離同様何らかの方法で算出されたものと思われるが、車輛の積載量や性能、形式も変化していると思われるので、その仕様書等から検証し直すべきである。</p>	<p>指摘のとおり前年実績を参考にするなどして再検証したい。</p>	<p>受託事業者から車両日報の提出を受け、走行距離から平均的燃費(現地実行価格)を算出し、設計根拠とした。</p>	<p>生活環境課</p>
<p>(3)平成22年度資源物・ごみ収集カレンダー印刷 ○成果および必要性の検討(必要数の検討) (報告書121ページ)</p>	<p>各地区配布用及び各支所配布用の合計約171千枚の算定は、毎年8月に実施する各地区区長及び各支所からの必要枚数調査により行われている。その際、生活環境課ではその必要枚数の申出を原則そのまま採用し、増減が顕著な地区については、理由を確認することとしている。 また、一括して作成するカレンダーの残存数の把握が制度化されていないため、どの位の残存数が生じたのか、又は不足数が生じたのか不明である。 因みに、平成22年8月1日現在の長野市の全世帯数と集積場の数からして各地区配布用はほぼ必要数と合致していると考えられる。また、担当課分は前年度の残数を参考に必要数を定めている。しかしながら、支所保管分に関してはリアルタイムな残数確認もなされず、前年度等のカレンダー残数から当年度の必要部数を検証するといった合理的確認も行われていないなど、必要部数の根拠が明確でなく、作成部数が過剰となっている可能性がある。 平成21年度の全カレンダー作成枚数は178,500枚であるが、平成22年2月に行われた生活環境課保管部分の残数確認では合計 3,205枚であり、この上に各地区役員及び各支所保管分が存在するので実際の年度末残存数(翌年度に使い回しが出来ないため、結果的に廃棄数となる。以下同じ)はさらに多いと想定される。平成22年度においても12月の生活環境課の残数は4,811枚となっており、やはりこの上に各地区役員及び各支所保管分が存在する。 したがって、地区役員配布分については上記のとおり年度ごとの相对比较で必要数の検証が行われているものの、数年に1度程度は地区ごとの世帯数及び集積所数から必要絶対数の検証も行う必要がある。各支所配布分に関しては、定期的な残数確認を行い、年度末残存数のデータから翌年度の必要数にフィードバックできる体制とすべきである。</p>	<p>地区役員配布分については、住民票の有無にかかわらず各世帯に配布していただいているが、今後は住民記録台帳等の数字を参考にするなどして絶対必要数の検証を行い、残数を最小限にするよう努める。 支所配布分の残数確認については、平成22年度分の残数を調査し、24年度以降の必要数に反映させるようにしたい。</p>	<p>各支所の在庫調査を実施し、必要枚数を精査した上で発注した。</p>	<p>生活環境課</p>
<p>19. 環境部衛生センター (1)市内北地区2公衆トイレ清掃業務委託 ○積算に用いる数量単位の問題 (報告書131ページ)</p>	<p>積算方法が、清掃する面積に関係なく、一つ一つのトイレについて均一の清掃単価に年間清掃回数に乗じて計算している。基本的に、清掃業務に関する業務委託料は清掃単価×清掃面積で算出するのが合理的と考えられる。ただし、清掃作業量を左右する便器数及び手洗数が各トイレの面積と比例しないのであれば、清掃面積に加えこれらの数値も加味した基準で清掃単価を考慮する必要がある。 (中略) 市内北地区1と市内南地区は㎡単価(設計額÷面積)がほぼ同額であるが、同額市内北地区2は㎡単価が突出している。これは、清掃面積でみれば北地区1と大差ないが、延べ清掃回数が大きく上回っていることが原因している。したがって、清掃回数でなく清掃面積による積算であれば本件に関する設計額は市内北地区1を若干上回る程度の設計額になったはずである。ちなみに、市内北地区1の予定価格は6,710千円、最低制限価格は4,550千円であり、これらの数値から批准すれば自ずと市内北地区2に関する契約に関して清掃面積で積算した場合の予定価格、最低制限価格も推算できる。 その推算に基づく最低制限価格で入札が行われていた場合、実際の入札で設定された最低制限価格5,560千円を割り込んで応札した2業者(応札額5,350千円、5,450千円)について、最低制限価格未満応札による失格になった可能性は極めて低くなるものと考えられる。 積算方法によって、本来失格にならずに済んでいた業者が失格となるのは歳出過剰につながる重要な問題であり、積算方法の検証が必要である。</p>	<p>市内北地区2公衆トイレ清掃業務委託の積算に用いる数量単位の問題については、従来、該当する公衆トイレを業者が清掃しやすいように3つのブロックに分けて、清掃する面積に関係なく、一つ一つのトイレについて、均一の清掃単価に年間清掃回数に乗じて計算していた。その結果、市内北地区1と市内南地区は㎡単価がほぼ同額であったが、たまたま面積の小さいトイレが多く入った市内北地区2は㎡単価が突出しまったものである。 平成24年度公衆トイレ清掃業務委託(市内北地区1、市内北地区2、市内南地区)については、清掃単価×清掃面積に、各トイレの便器数を加算して計算する積算方法に統一し改善を図る。</p>	<p>市内北地区2公衆トイレ清掃業務委託の積算に用いる数量単位の問題については、従来、該当する公衆トイレを業者が清掃しやすいように3つのブロックに分けて、清掃する面積に関係なく、一つ一つのトイレについて、均一の清掃単価に年間清掃回数に乗じて計算していた。その結果、市内北地区1と市内南地区は㎡単価がほぼ同額であったが、たまたま面積の小さいトイレが多く入った市内北地区2は㎡単価が突出しまったものである。 平成24年度公衆トイレ清掃業務委託(市内北地区1、市内北地区2、市内南地区)については、清掃単価×清掃面積に、各トイレの便器数を加算して計算する積算方法に統一し改善を図った。</p>	<p>衛生センター</p>

過去の監査結果に対する措置の通知書

平成22年度

包括外部監査分

指摘事項	当初措置 (23年度)	平成24年度の措置状況	担当課
<p>36. 消防局通信指令課 (1)高機能消防指令情報システム保守委託 ○一式〇〇円の形の積算 (報告書207ページ)</p>	<p>予定価格積算書には対象機器ごと1台当たりの金額を記載してあるだけであるが、実際の保守業務は定期保守や障害対応等の作業ごとに技術者等が作業を行うことにより達成される。このため、予定価格積算書の記載では実際の保守作業等との整合性がなく、保守作業等の実態と比較して積算価格が適切かどうか検証できない。予定価格積算書は保守作業等の実態と対比できるように、現状の対象機器ごとの積算を定期点検業務、障害対応等別に作業時間×単価の形に展開して作成される必要がある。なお以下に記載する365日、24時間のオンコール保守の部分については業者は実際の出勤に関わらず出勤できる体制を整えておく必要があるため、単価×作業時間の形で積算することは困難である。この部分については業者が体制を維持するために必要になる特別の費用のうち、市が負担すべき分を試算することで対応するのが適切な対応であると思われる。</p>	<p>高機能消防指令情報システム保守委託の一式〇〇円の形の積算については、見積もり時に一式というような形での積算で、適切な単価が確認していなかったことが原因であった。 今後は、一式という形での見積もりは行わず、対象機器ごとの積算を定期点検の業務、障害対応等別に作業時間×単価の形で試算させて提示、また、業者が体制を維持するために必要になる費用のうち、市が負担すべき分の試算の提示を求め、適切な単価かどうか確認するように改善する。</p>	<p>通信指令課</p>
<p>(1)高機能消防指令情報システム保守委託 (結果) ○オンコール保守について (報告書207ページ)</p>	<p>負担金額は大きいことが把握されたが、積算根拠はおろか積算金額も提示されておらず、現状の負担が必要かつ妥当なものかどうかの検証を行わないまま、毎年契約を締結している結果となっている。以下の観点から参考に必要な資料の提示を受け、検証を行うことが必要である。 ①24時間オンコール保守コスト負担基準額の把握 24時間オンコール保守のコスト負担(②のa)の基準となる金額は、24時間オンコールの体制維持のために業者が特別に要している費用を、当該業者に24時間オンコール保守契約をしている依頼者数の合計で除した金額になると考えられる。したがって業者から24時間オンコール保守の体制維持のために特別に要している費用内訳と、24時間オンコール保守契約をしている依頼者数を確認することが必要である。その上で、②のa\leq24時間オンコールの体制維持のために業者が特別に要している費用\div業者の24時間オンコール契約先数を満たしていることを確認し、金額が超過している場合は契約金額の引き下げを行うべきである。 ②年間に想定されるオンコール回数と積算における想定オンコール回数を比較する。また、必要に応じて、受付だけ24時間対応する業務と実際に障害対応を24時間行う業務の線引きを行い、費用対効果の観点から見直しを行う。 平成21年度の随意契約理由にも記載されているように、「高機能消防指令情報システム」は消防業務の基幹設備であり、障害が発生した場合、通信指令業務に重大な支障を来すと共に、市民の生命・身体及び財産に多大な影響を及ぼすことも考えられるため、障害発生時における迅速な対応及び原因究明が不可欠である。このために必要な支出であれば惜しむべきではない。しかし、保守委託仕様書の内容と契約金額の根拠になる積算書の関係が不明確なまま放置することは許されないので、365日24時間オンコール保守の部分の金額を明らかにして、この金額が市が負担すべき金額に照らして妥当かどうかの具体的な検証を行い、必要であれば値下げの交渉を行う必要がある。</p>	<p>オンコール保守に対応する部分について、積算根拠、積算金額の提示をうけずに、現状の負担の検証を行わないまま、毎年契約を締結していたことが原因であった。業務委託業者に保守費用内訳と契約をしている消防本部数、年間に想定されるオンコール回数と積算における想定オンコール回数の比較、また、必要に応じて、受付だけ24時間対応する業務と実際に障害対応を24時間行う業務の線引きを平成23年4月17日に依頼した。 今後は24時間オンコール保守の部分の金額を明らかにして、この金額が妥当かどうかの検証を行い、必要であれば値下げの交渉を行う。</p>	<p>通信指令課</p>